

平成 20 年 6 月 12 日

各 位

会社名 住友信託銀行株式会社
代表者名 取締役社長 常 陰 均
コード番号 8403 (東証第一部・大証第一部)
問合せ先 管理部長 西村 正
(TEL . 03 - 3286 - 8187)

優先出資証券発行に係る条件決定について

当社は、平成 20 年 5 月 26 日付「優先出資証券に係る海外特別目的子会社の設立について」にて公表いたしました STB Preferred Capital 4 (Cayman) Limited による優先出資証券の発行について、本日、その条件を下記の通り決定しましたので、お知らせいたします。

記

発行体	STB Preferred Capital 4 (Cayman) Limited (ケイマン諸島法に基づいてケイマン諸島に設立した、当社が議決権を 100%保有する海外特別目的子会社)	
証券の種類	Series A 円建配当金非累積型永久優先出資証券 (当社普通株式への交換権は付与されません)	Series B 円建配当金非累積型永久優先出資証券 (当社普通株式への交換権は付与されません)
発行総額	560 億円	540 億円
配当率	年 3.94% (平成 30 年 7 月まで固定) 平成 30 年 7 月以降は変動 (ステップ・アップあり)	年 4.44% (平成 30 年 7 月まで固定) 平成 30 年 7 月以降は変動 (ステップ・アップなし)
発行価額	1 証券あたり 1,000 万円	
払込予定日	平成 20 年 6 月 24 日	
資金用途	発行代り金は、当社の借換を含めた資本増強に全額充当されます	
優先順位	本優先出資証券は、残余財産分配請求権において、実質的に、当社の一般債権者・劣後債権者に劣後し、普通株式に優先し、優先株式と同順位	
発行形態	国内私募(大和証券エスエムピーシー株式会社及び野村證券株式会社が本優先出資証券を発行価額にて全額買取引受し、適格機関投資家に対して投資勧誘を行います)	

(注) 関係法令に基づく必要な届出、許認可の効力発生を前提としています。

以 上

ご注意：この文書は、住友信託銀行株式会社の優先出資証券発行に係る条件決定に関して一般に公表するための発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における証券の販売の申込ではなく、またこれを意図するものでもありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づく登録を行うか、または登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。